

議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項（3）]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、説明資料の中でエンドースメント手続の位置づけに関して説明を行っている箇所について、次の質問及び意見があった。
 - ・ 企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）を踏まえて、説明資料には「ピュア IFRS の適用は実質的に維持する必要がある」という記載があるが、「当面の方針」では「ピュアな IFRS は維持する必要がある」とされている。ここで言葉を追加している意図は何か。
 - ・ 「エンドースメント手続を行い、我が国として受け入れることができる会計基準と受け入れることが困難である会計基準を識別することは、国際会計基準の受入れプロセスを明確にする観点で意義があると考えられる。」との記載があるが、我が国としてはピュア IFRS の任意適用が認められているため、「受け入れることが困難である会計基準」という表現は注意して使う必要がある。
 - ・ 「国際会計基準の受入れプロセスを明確にする観点で意義があると考えられる。」と記載されているが、一方で「当面の方針」では、「我が国におけるピュアな IFRS の指定方法について再検討すべきである。」とあり、ピュアな IFRS の指定方法に見直しが行われる可能性がある中で、今回のエンドースメント手続だけでは、必ずしも「国際会計基準の受入れプロセスを明確にする」ことはできないのではないかと。
- これに対して事務局からは、次の回答があった。
- ・ 「ピュア IFRS の適用は実質的に維持する必要がある」という記載については、制度上、指定しないという選択もあり得るため、「実質的に」という言葉を追加しているが、必要性について検討したい。
 - ・ 将来のことを考えた場合、どうしても受け入れることが困難であるものを識別するプロセスを明確化しておくべきとの意見を踏まえて、エンドースメント手続の意義について記載している。
 - ・ 慎重に言葉を選ばないといけないが、ここではエンドースメント手続が、我が国で国際ルールを広めていくうえで重要で意義のあるということが言いたかった。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。

- ・ 仮にエンドースメント手続を経て、「のれんの非償却」と「OCI のリサイクリング及び当期純利益に関する項目」の2つの項目を「削除又は修正」したとして、その会計基準が IASB 側や関係者から IFRS と認められるかという点が重要であり、その点を先に確認すべきである。
- ・ 仮に2つの項目を「削除又は修正」したとして、その会計基準が IASB 側や関係者から IFRS と認められない場合、「削除又は修正」をしないという方針か、それとも、それでも「削除又は修正」を行うのか。
- ・ 世間では使える会計基準かどうか重要と考えていると思われる。一方で使われない会計基準となることを前提に意見発信を重視するという考え方もあると思う。IFRS と認められて使われる会計基準となるか、若しくは IFRS と認められなくても意見発信を重視するのかという点は判断に大きく関わるため、明確にしていきたい。

これに対して、事務局からは、次の回答があった。

- ・ この修正版 IFRS がどのような名称となるかについては、多くの関係者の意見を聞いて調整して進めることとなる。
 - ・ 我が国の制度としての取組みなので、形式的には IASB 側が認めるか認めないか決める問題ではないと考えるが、IASB 側に理解を得るために説明する必要があると考えている。
 - ・ 使われないということを前提に会計基準を開発することはない。公開草案を出す際には、の前提を明らかにしなければ、論評が難しい点は理解している。
- ある委員より、次の意見があった。
- ・ 「当面の方針」でピュア IFRS は維持するとされている中で、エンドースメント手続を行っている。この検討を始めた当初、ピュア IFRS の適用会社は十数社であったが、現在では適用すると表明している企業を含めて、40 社近くになっている。これらの企業はピュア IFRS を採用し続けると想定されるため、エンドースメント IFRS を採用する動機づけは弱くなる。受け入れることが困難であるとされる会計基準にある問題点が「削除又は修正」された会計基準の方が採用が少なくなると説明は難しくなる。また、複数の会計基準が認められ、競争があることに異論はないが、ピュア IFRS に加えて、4 番目の会計基準として IFRS に「削除又は修正」が加えられた会計基準が開発されることはその意義が分かりにくいと考える。したがって、4 番目の会計基準としてではなく、IFRS に追加されたオプションとしての位置づけとする方がよいのではないか。
- これに対して事務局からは、次の回答があった。
- ・ 4 番目の会計基準を設けるかについては制度設計の問題であり、また、「当面の方針」に記載されていることであるので、当委員会が論評できるものではない。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 「エンドースメント手続を行い、我が国として受け入れることができる会計基準と受け入れることが困難である会計基準を識別することは、国際会計基準の受入れプロセスを明確にする観点で意義があると考えられる。」という記載は、ピュア IFRS を維持するとの「当面の方針」の記載と矛盾し、また、表現として厳しい印象があるため、「任意適用を積み上げていくうえで」などの言葉を追加すべきである。
 - ・ エンドースメント手続を経た会計基準は、将来的に IFRS の開発に不安があることに對しての受け皿という面もあると考えられる。
 - ・ IFRS の名称を使うことが認められなかったとしても、日本基準より IFRS に限りなく近い会計基準であり、海外子会社で適用しやすいという点は評価できるのではないかと。これに對して、事務局から、説明資料上の言葉は不適切であれば、修正していき、公開草案を出す際には、英文も同時に公表したいとの回答があった。

- ある委員から、次の意見があった。
 - ・ 精緻に論点を検討し、項目を絞り込んでいくというプロセスを経ているため、検討を進めていく点を2つの項目に絞り込んでいることには賛成している。現在、IASB では概念フレームワークの検討や IFRS 第3号の適用後レビューが行われ、対象となっている項目が議論されているため、この機会に意見発信を行い、その場合は日本の主張と一貫した態度をとるべきであると考えている。作成者としては、「削除又は修正」した後の会計処理は日本基準によるものが望ましいが、「削除又は修正」が複雑になり、理解を得ることが難しくなるため、シンプルに絞り込んで主張していくことが重要であるとする。

- ある委員から、次の意見があった。
 - ・ エンドースメント手続について完全なものとは言えない面はあるかもしれないが、IFRS の個々の基準を評価することは重要で、その点意義があるとする。
 - ・ 「エンドースメント手続を行い、我が国として受け入れることができる会計基準と受け入れることが困難である会計基準を識別することは、国際会計基準の受入れプロセスを明確にする観点で意義があると考えられる。」という記載は、ピュア IFRS を維持することとの整合性がとれない可能性があることもある。この手続は受け入れることが困難なものを識別するというより、我が国としての考えを見出すものと考えている。
 - ・ IFRS は当委員会や我が国の市場関係者が関与して開発しているため、そこで決まったルールに関しては本来受け入れるべきだが、今回は既に公表されている基準を対象と

しているため、「削除又は修正」を行うこともやむをえないと考えている。しかし、我々が関与して国際会計基準を作成していることは忘れてはいけない。

- ・ IFRS のエンドースメントに関して議論して半年以上になる。議論を慎重に行うことも重要だが、延々と議論が続く可能性もあるため、そろそろ公開草案にしていくことが必要なのではないか。

以 上